

第3章 全体構想

3.1 土地利用の方針

人・自然の共生関係の維持を念頭に、第6次宇土市総合計画基本構想に基づき、本市の立地環境や宇土らしい海や山などの自然景観を生かした土地利用を推進するとともに、激甚化・頻発化する自然災害にも対応した安全安心なまちづくりを目指します。

市街地や市街地周辺においては、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、生活環境の利便性向上を図り、自動車だけでなく徒歩や公共交通を利用して生活することのできるコンパクトな市街地に向けた土地利用を検討・推進していきます。また、産業経済の発展や定住移住の促進、生活利便性の向上など、将来の活力あるまちへの発展に資する有効な土地利用を進めるため、用途地域の見直しや多様な都市機能の集積に向けた取組についても検討していきます。

それ以外の地域においては、美しい自然景観や豊富な食の恵を生かし多くの観光客が訪れるまちを目指すとともに、高規格道路「熊本天草幹線道路」を生かした土地利用を検討・推進していきます。

表 将来都市構造（ゾーン）と土地利用方針の対応

		将来都市構造：ゾーン					
		商業・業務	工業・流通	住宅	集落	農業	自然環境保全
土 地 利 用 方 針	(1) 商業・業務地	○					
	(2) 沿道市街地	○					
	(3) 産業振興地		○				
	(4) 住宅市街地			○			
	(5) 集落地				○		
	(6) 公園・緑地			○	○		○
	(7) 農地					○	
	(8) 山林						○
	(9) 河川・海岸						○
	(10) 土地利用検討エリア	○	○	○			
	(11) 土地利用調整エリア		○		○		

(1) 商業・業務地

- 市役所庁舎や JR 宇土駅周辺を中心に、都市機能拠点としてふさわしい、にぎわいある商業・業務機能の集積を図ります。
- 中心市街地においては、県道 297 号川尻宇土線の本町 1 丁目から本町 6 丁目の区間の本町通りや船場橋界限などの歴史的なまちなみを保全しつつ、都市空間と緑地やオープンスペース等が調和し、散策のできるような空間形成を図り、中心地としての魅力を提供する観点から、快適性ととも魅力あふれる空間の形成を図ります。
- 空き家・空き店舗などの利活用を目指し、創業支援や新たな制度の検討や周知などを行い、地域活性化を図ります。



〈宇土市役所庁舎前〉



〈船場橋界限の歴史的なまちなみ〉

(2) 沿道市街地

- 既存商業・業務機能が集積する国道3号や県道14号八代鏡宇土線の沿道周辺では、商業・業務機能の維持による保全を図りつつ、更に利便性の高い市街地形成を図ります。
- 宇土シティモール北側や市道善道寺・立岡線沿線の都市機能の向上を図る上で開発の可能性を有する地域などについては、幹線道路の機能を生かし、行政主導による土地開発の推進や土地利用の誘導を図ります。



〈国道3号沿道の既存商業地〉

(3) 産業振興地

- 周辺の自然環境や住環境との調和に配慮し、地域ごとの特色を生かした企業誘致を推進するなど、魅力的な産業集積地の形成を図ります。
- 市道ウキウキロード打越・岩熊線沿線、緑川工業団地南側や高規格道路「熊本天草幹線道路」のインターチェンジ整備が予定されている地域については、交通便利性の高さを生かし、行政主導による土地開発の推進や開発等の誘導を図ります。
- 既存の産業集積地は、施設周辺の土地利用や環境等に配慮した整備を推進します。



〈県道14号八代鏡宇土線沿道の既存産業集積地〉

(4) 住宅市街地

- 既存市街地の住機能強化と合わせて、生活の利便性が高く既存市街地との連続性のある地域連携軸周辺では、無秩序な開発を抑制するとともに、土地区画整理事業や地区計画等の導入を積極的に推進するなど、計画的な整備や誘導を図ります。
- 商業・業務地に近接する住宅地では、土地の効率的な利用を図り、生活利便性の高い地域として居住誘導を図ります。
- 空き家・空き地に対しては、状況把握に努めるとともに、適正管理の推進や有効活用に向けた制度の検討や周知を図ります。既存住宅においては、安全性の確保や住環境の維持・向上に資する制度の検討や周知を推進します。



〈既存住宅市街地（入地ニュータウン）〉

(5) 集落地

- 既存集落地や JR 各駅を中心に、地域特性に配慮した生活環境の充実や定住移住を推進するとともに、人口減少によるコミュニティの縮小に対応した地域住民の交流の場の確保や余暇需要に対応した整備、開発等の誘導に努めます。
- 災害リスクの高い地域における土地情報の共有、土地利用上の制限を設け立地を規制するなど、災害リスクの高い地域を避けて、居住や都市機能を誘導していきます。
- 住宅市街地と同様に、空き家・空き地に対しては、状況把握に努めるとともに、適正管理の推進や有効活用に向けた制度の検討や周知を図ります。既存住宅においては、安全性の確保や住環境の維持・向上に資する制度の検討・周知を推進します。



〈既存集落地（走潟地区）〉

(6) 公園・緑地

- 子育て環境や高齢者福祉、防災の観点において、公園・緑地といったオープンスペースの確保は重要であることから、既存施設の充実や活性化、適切な維持管理を推進します。また、不足する地域への新たな設置を推進します。
- 公共施設や住宅地、商業地等の民有地の緑化を推進するとともに、各拠点における自然環境の創出に努めます。



〈中央公園のオープンスペース〉

(7) 農地

- 無秩序な開発を防止するとともに、農地の保全による機能維持に努めます。
- 農業の維持や活性化に向けて、担い手への農地の集積や集約化等の取組を推進します。
- 農道の整備や排水機場の更新による生産基盤を整備するとともに、スマート農業や企業などの農業参入の促進、農商工連携、6次産業化等に向けた情報収集や導入の検討、積極的な誘致を図ります。
- 生産性の高い農地を配置し、農地の整備と農業生産性機能の高度化を図るとともに、集落景観の保全に努めます。
- 山間地等を利用する農地については、既存樹園地の整備や保全に努めます。
- 農業用ため池の浚渫事業等を推進し、防災・減災を図ります。



〈広大な優良農地〉

(8) 山林

- 国土保全機能、水源涵養や景観確保の観点から、森林資源の適正な保全策を講じます。
- 保有する自然の諸資源を、保全と活用の両目的で一体的な整備を行い、市民が有意義な余暇を過ごせる空間を提供します。
- 温室効果ガスを吸収する役割を有する森林を保全し、吸収源の拡大を図ります。



〈白山〉

(9) 河川・海岸

- 河川においては、激甚化・頻発化する自然災害に備えた安全性の確保や環境保全活動の推進に向けた地域住民と協働による美化活動など、景観の維持・水資源の確保を図ります。また、整備にあたっては防災・減災面を最重要としながらも、地域の自然環境や水資源を損なわないように配慮するとともに、水と親しめる空間の確保のため積極的に親水的整備、多自然型整備などを行うものとします。
- 海面の保全に努め、水産業の維持・活性化や自然環境保全に資する取組を推進します。
- 有明海に面した長くのびた海岸線は、古くから景勝の地として親しまれており、自然資源を生かしたレクリエーション空間の整備を進めます。
- 温室効果ガスを吸収する役割を有する干潟を保全し、吸収源の拡大とブルーカーボンの創出を図ります。



〈有明海沿岸の海岸線（御輿来海岸）〉

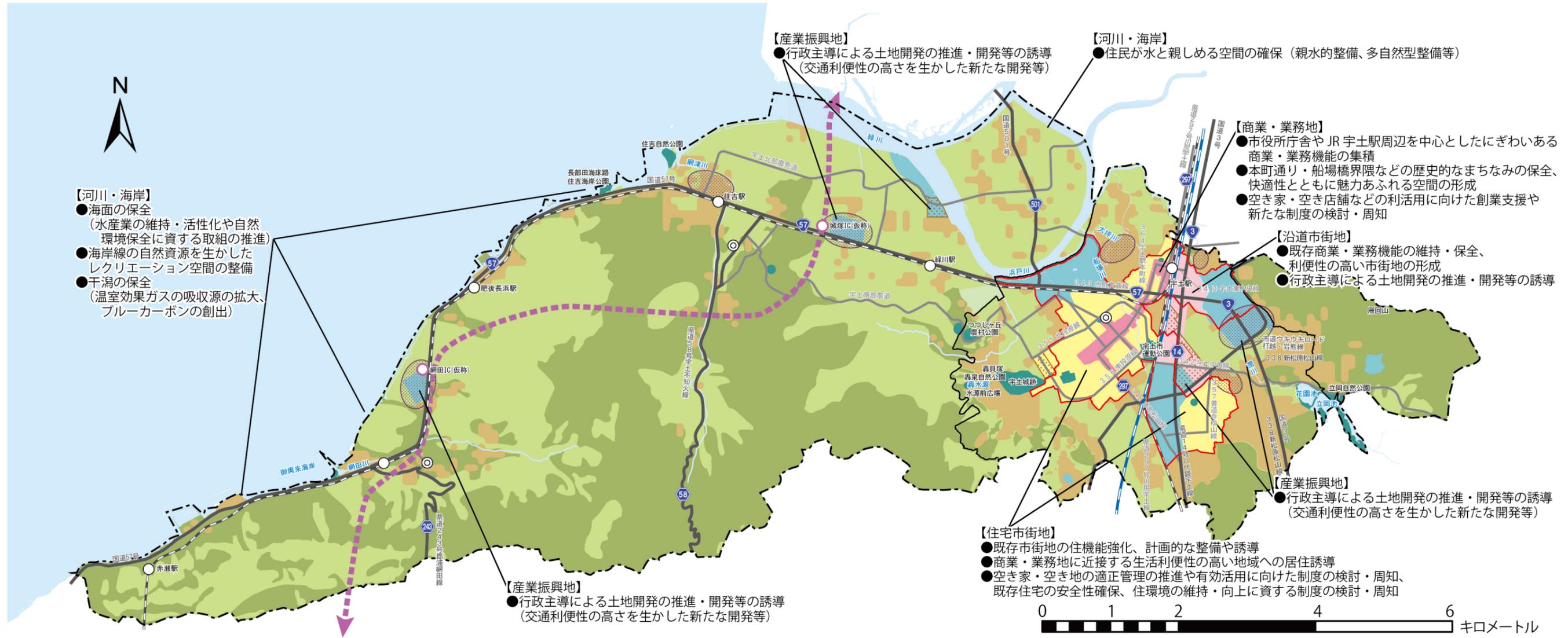
(10) 土地利用検討エリア

- 土地利用検討エリアは、産業経済の発展や地域の活性化に向けて、計画的で秩序ある開発等を誘導し有効的な土地利用を推進します。

(11) 土地利用調整エリア

- 土地利用調整エリアは、計画的な土地利用調整による開発等を誘導していくとともに、地域の活力維持に必要な都市機能等の確保に努めます。

印刷調整用白紙



凡例

- | | | |
|---------------|---------------|-----------------|
| 【土地利用】 | 【基盤情報】 | 【都市計画区域】 |
| 商業・業務地 | 幹線道路 | 都市計画区域 |
| 沿道市街地 | その他道路 | 用途地域 |
| 産業振興地 | 高規格道路 | 行政区域 |
| 住宅市街地 | 九州新幹線 | |
| 集落地 | 鉄道 | |
| 農地 | ○ 駅 | |
| 公園・緑地 | ○ IC | |
| 山林 | ◎ 市役所・支所 | |
| 河川・海岸 | | |
| 土地利用検討エリア | | |
| 土地利用調整エリア | | |

- | | |
|--|---|
| 【産業振興地】
●魅力的な産業集積地の形成
(自然環境や住環境との調和に配慮、地域ごとの特色を生かした企業誘致推進)
●既存産業集積地の施設周辺の土地利用や環境等に配慮した整備の推進 | 【農地】
●農業の維持・活性化 (無秩序な開発の抑制・担い手への農地集積・集約化等)
●農地の防災・減災 (農業用ため池の浚渫事業等の推進) |
| 【集落地】
●地域特性に配慮した生活環境の充実や定住移住の推進、地域住民の交流の場の確保や余暇需要に対応した整備・開発等の誘導
●災害リスクの高い地域を避けた居住や都市機能を誘導
●空き家・空き地の適正管理の推進や有効活用に向けた制度の検討・周知、既存住宅の安全性確保、住環境の維持・向上に資する制度の検討・周知 | 【山林】
●森林資源の適正な保全
(保全と活用の両目的での一体的な整備、余暇空間の提供、森林の保全による環境負荷低減) |
| 【公園・緑地】
●オープンスペースの確保
(既存施設の充実や活性化、適切な維持管理、不足する地域への新たな設置)
●自然あふれる都市づくりの推進 (公共施設や住宅地、商業地等の民有地の緑化) | 【河川・海岸】
●河川の景観の維持・水資源の確保 (自然災害に備えた安全性の確保、環境保全活動の推進) |
| | 【土地利用検討エリア】
●産業経済の発展や定住移住の促進 (計画的で秩序ある開発等の誘導) |
| | 【土地利用調整エリア】
●計画的な土地利用調整による開発等の誘導、都市機能等の確保 |

図 土地利用方針図

印刷調整用白紙

3.2 都市施設整備の方針

都市施設の適切な管理運営を推進するとともに、広域的な観点を踏まえ近隣自治体との連携を図りながら整備を進めます。また、行政主導による土地開発やその他土地利用の推進に向け、都市施設の適正な配置や管理を行うとともに、バリアフリー化など高齢者や障がい者、子どもなど利用者目線に立った使いやすい施設へと改修等を推進します。

3.2.1 交通施設

ここでは将来都市構造で広域連携軸に位置づけた交通ネットワークを「広域交通網」、その他主要な幹線道路や都市計画道路などによる交通ネットワークを「都市内交通網」に分類し、方針を定めます。

(1) 広域交通網

- 高規格道路「熊本天草幹線道路」については、早期供用開始に向けた要望活動に努め、広域的な交通体系の強化を図ります。更に、各インターチェンジ周辺の地域の特色を生かした企業誘致の推進等、有効な土地利用を検討していきます。
- 本市の広域連携軸としても位置づけた、国道3号や国道57号、国道501号、県道14号八代鏡宇土線の4路線については、周辺市町との連絡を強化するとともに、道路沿道の景観にも配慮した整備を推進します。また、広域連携軸である市道ウキウキロード打越・岩熊線においても、周辺市町との連絡の強化を図るとともに歩道整備等を推進します。
- 鉄道については、JR各駅や駅舎周辺の利便性向上を図るとともに、国道57号沿いの各踏切周辺の道路環境の向上を推進します。更に、公共交通との連携を図り、広域的な交通ネットワークの維持・構築を推進します。
- JR宇土駅周辺では、パークアンドライドを推進し、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減の実現に努めます。



〈高規格道路「熊本天草幹線道路」城塚 IC (仮称)〉
国土交通省八代河川国道事務所提供



〈高規格道路「熊本天草幹線道路」網田 IC (仮称)〉
国土交通省八代河川国道事務所提供



〈広域連携軸 (県道14号八代鏡宇土線・市道ウキウキロード打越・岩熊線)〉



〈JR宇土駅周辺の市営駐車場〉

(2) 都市内交通網

- 広域交通網を補完するとともに、将来都市構造の実現に向けた計画的な整備を図りつつ、既存道路の適切な維持管理や安全性の確保を推進します。
- 都市計画決定後、一定の期間が経過し、その必要性に変化が生じつつある都市計画道路に関しては、必要性について検証を行うなど、変更や廃止を推進します。また、見直しの結果、存続または変更と判断された路線については、早期整備に努め、国・県道の箇所については、早期整備を推進します。
- 既存道路を基礎として道路機能と土地利用との整合ある合理的配置を行いつつ、道路相互間の接続を強化するとともに、道路のリダンダンシー（冗長性）の確保や渋滞の解消等に向けた整備に努めます。また、交差点や各踏切周辺の安全確保に向けた道路改良を推進します。
- 既存道路については、利便性や安全性の向上のため、拡幅や歩道設置、カラー舗装など、再整備を基本とした道路整備を推進します。また、将来的に開発が見込まれる地区や生活道路等が不足する地区などにおいて、必要に応じて新たな道路整備を推進します。
- 中心市街地においては、歩行者を重視した歩くことが楽しい道路空間の形成を推進し、魅力向上を図ります。
- 歩行者と自転車の安全性・快適性の確保に向けて、段差解消等バリアフリー化を推進するとともに、自転車専用レーンや交差点の改善、駐輪施設の整備など、安全な自転車通行の確保を推進します。
- 地震、火災、水害などの災害に対して、市民の生命や財産等を守り、都市全体の機能不全を防止し、防災性の高い都市構造を構築するため、未舗装区間や道路幅員が狭い道路の改良、行き止まり道路の解消などを推進し、安全性の確保を図ります。
- 地域公共交通においては、宇土市地域公共交通計画に基づき、JR 各駅等の主要施設や地域公共交通相互の接続強化、駅舎の有効活用、地域公共交通の待ち環境の向上など、地域住民や利用者の利便性向上を図ります。さらに、地域公共交通の利用促進策を講じるなど、温室効果ガスの排出削減を推進します。



〈コミュニティバス「行長ちゃん号」〉



〈JR 網田駅〉

3.2.2 公園・緑地

(1) 公園

- 適切な管理運営を推進するとともに、災害時の一時避難も想定されるため、安全の確保や施設の耐震化等を図ります。
- 行政による維持管理のみならずコミュニティの形成と育成の観点においても重要となることから地域住民による維持管理の体制づくりを推進します。
- 公園の配置については、住宅地の徒歩圏内の公園確保を図るとともに、各生活拠点の面整備に併せた公園整備に努めます。
- 遊具については、定期的な点検により安全性を確保するとともに、老朽化した遊具の計画的な更新や改修を推進します。

(2) 緑地

- 自然環境の保護や自然景観の形成等の観点から、今後保護が必要な地域は、必要に応じて保全を図ります。
- 地域の緑化活動を支援するとともに、市民と行政との協働による景観づくりを進めます。

(3) 史跡・文化財

- 市内各所の史跡等の文化財は、地域の歴史を今に伝える後世に残すべき貴重な財産です。国指定史跡「宇土城跡」や国指定史跡「轟貝塚」等の保存や整備を推進し、その価値を広く市民に知ってもらおうとともに、本市の観光資源としての活用等を図ります。



〈国指定史跡「宇土城跡」〉



〈国指定史跡「轟貝塚」〉

3.2.3 下水道・河川

(1) 下水道

- 公共下水道区域については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく管路や終末処理場の保全を図り、安定した汚水処理の維持に努めます。
- 漁業集落排水施設区域については、施設の適切な維持管理を図ります。また、今後人口減少などにより使用料の減少が見込まれることから、施設を適正規模に見直すことによって、合理的で経済的な施設運営を目指していきます。
- 公共下水道区域や漁業集落排水施設区域以外の集落地等については、合併処理浄化槽設置事業等による整備を推進します。

(2) 河川

- 河川における自然災害の被害を最小限に抑えるため、水防計画を毎年見直し、水防体制の充実・強化に努めます。また、国・県・市でそれぞれ設置している河川カメラの増設や保全による機能維持を図ります。
- 本市には国・県・市それぞれが管理する多くの河川があり、浸水害の恐れのある河川や脆弱な河川の改修を推進していきます。市が管理する河川においては、河川改修計画等に基づき計画的に改修を進めていきます。また、国・県が管理する河川については、早期整備に向けた要望活動に努め、治水対策の推進を図ります。
- 国管理河川である緑川では地域住民と国の連携のもと、旧河道の水際における親水環境の形成や交流拠点の創出を目指す「宇土走瀉地区かわまちづくり」を推進し地域のにぎわいづくりを推進します。



〈船場川(改修工事後)〉

3.2.4 その他の施設

(1) 都市施設

- 宇土市立図書館については、新設する多目的交流施設へ図書館機能を移転するため、都市計画（変更・廃止）等の必要な手続きを行うとともに、既存施設の改修や建て替え等の有効利用を推進します。
- 宇土終末処理場については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく点検や施設更新を行い、持続性のある安定した汚水処理をこれからも続けていきます。
- 本市におけるごみ処理は、宇城広域連合宇城クリーンセンターにて行っており、宇土・富合清掃センターについては、都市計画（変更・廃止）等の必要な手続きを行うとともに、土地の有効利用を推進します。
- その他の公共施設については、宇土市公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の適切な維持管理や点検、長寿命化等を行うとともに、建替えや統廃合など今後のあり方について必要に応じた見直しを推進します。



〈宇城広域連合宇城クリーンセンター〉

宇城広域連合提供

(2) 上水道

- 水の安定供給維持を図るため、既存上水道施設や老朽管の耐震化を含めた更新を図ります。また、給水区域内における上水道未整備地区の早期整備を推進します。
- 周辺緑地の森林を保全し水源涵養に努めるとともに、河川流況の安定と汚濁負荷軽減化を図り原水の水質保全に努めます。
- 上天草・宇城水道企業団からの浄水受水により、水道の安定供給を図ります。

(3) 公営住宅

- 宇土市公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅セーフティネットとしての役割確保を前提にしながら、宇土市公共施設等総合管理計画と整合を図り、将来の世帯数や財政の規模に応じた適正な戸数の維持を図ります。公営住宅の改善事業を実施し、ライフサイクルコストの縮減を推進することにより、住宅の需要への対応を図ります。

(4) 教育施設

- 教育施設は近代的でゆとりある空間の確保が必要であり、それぞれの施設の持つ特性を生かしながら、「安全、堅固、快適、利便、調和」等への配慮を図ります。
- 情報化やグローバル化といった社会的変化が加速的に進展する中、「Society5.0」時代の到来に対応するため各教室に配備した電子黒板等を活用し、ICT教育を更に推進するとともに、小中学校へのALTの派遣や外国から来た児童生徒のため日本語指導員の派遣などグローバル人材の育成や基盤づくりを推進します。
- 教育施設整備については、老朽化した施設や設備の整備を積極的に進めるとともに、人口増減に対応した対策を講じ、快適な教育環境整備を推進します。



〈宇土市立宇土小学校〉

(5) コミュニティ施設

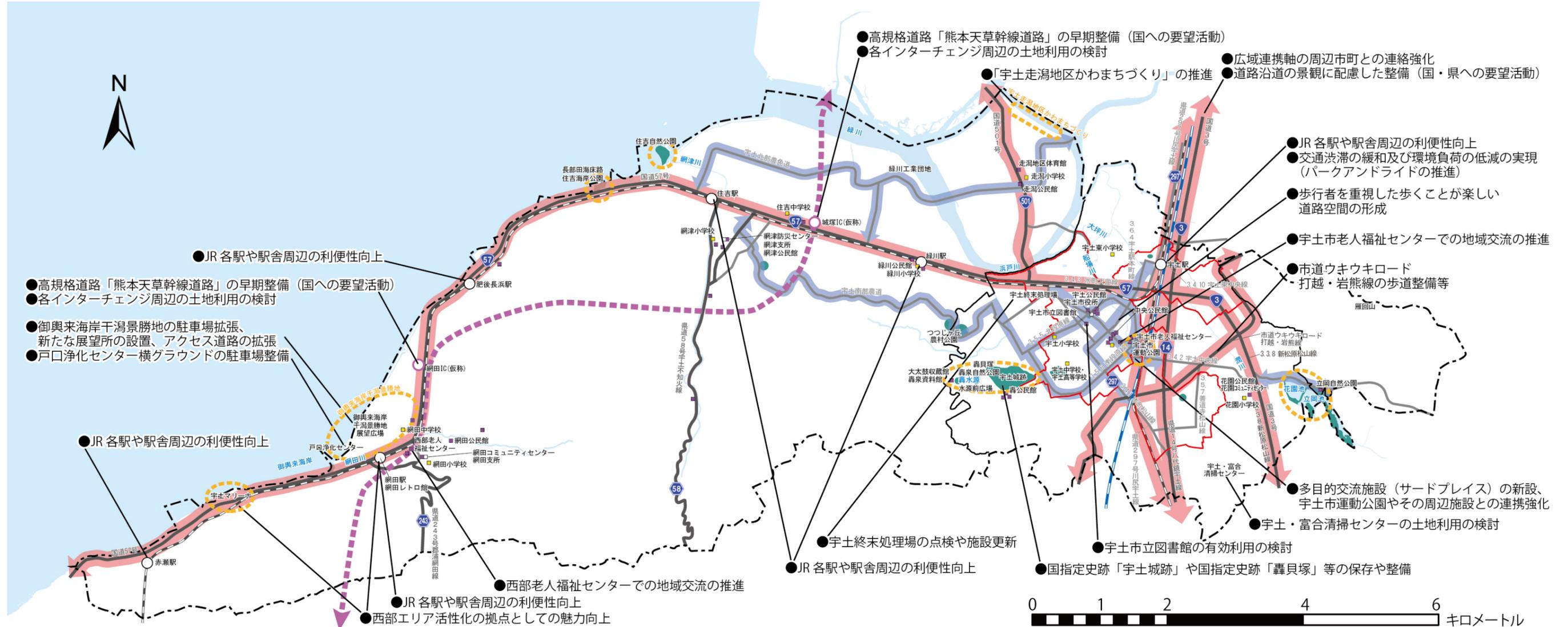
- 地域全体として住みよいまちづくりを図るため、地域の自治組織、各種団体などの組織化を推進し、連携強化を図ります。
- 地域交流の場として、地区公民館等を活用した地域住民同士のコミュニティ形成を図るほか、誰もが気軽に立ち寄れる多目的交流施設（サードプレイス）を新設し、休憩スペースや子育て世帯等の交流スペース、幅広い年代の学習スペースなどの提供を推進します。また、宇土市立図書館で行っている図書館業務を多目的交流施設へ移転するとともに、隣接する宇土市運動公園やその周辺施設との連携強化等を図ります。
- 宇土市老人福祉センターや西部老人福祉センターについては、地域の高齢者からの各種相談に応じるとともに、高齢者の地域内での交流を推進します。更に、健康増進や教養の向上、憩いの場としての提供も推進します。
- 宇土マリーナ、宇土マリーナ物産館や網田レトロ館については、西部エリア活性化の拠点施設として、地域の活性化に寄与するよう魅力向上を推進します。
- 御輿来海岸干潟景勝地については、自然・観光資源をより一層活用し、地域のにぎわいを創出するため、駐車場の拡張や新たな展望所の設置等を推進するとともに、周辺の戸口浄化センター横グラウンドの駐車場整備を推進します。



〈多目的交流施設〉



〈網田コミュニティセンター“しとらす”〉



凡例

【土地利用】

- 公園・緑地
- 河川・海岸

【軸】

- 広域連携軸
- 地域連携軸

【拠点】

- レクリエーション拠点

【基盤情報】

- 幹線道路
- 都市計画区域
- 用途地域
- 行政区域
- 九州新幹線
- 鉄道
- 駅
- IC
- 庁舎
- 都市公園
- 小学校・中学校・高等学校
- 生涯学習施設・公民館・文化施設・体育施設

【全域】

- 公共交通との連携を図り、広域的な交通ネットワークの維持・構築
- 交差点や各踏切周辺の安全性確保に向けた道路改良の検討
- 将来都市構造の実現に向けた計画的な整備、既存道路の適切な維持管理や安全性の確保の推進
- 都市計画道路の変更や廃止を見据えた検討・早期整備
- 道路相互間の接続を強化、リダンダンシーの確保や渋滞の解消等に向けた整備
- 利便性や安全性の向上に資する既存道路整備
- 安全な自転車通行の確保
- 防災性の高い都市構造の構築
- 地域公共交通の利便性向上に資する見直し（公共交通相互の接続強化、待ち環境の整備等）
- 公園の適切な管理運営
- 住宅地の徒歩圏内の公園確保
- 緑地の必要に応じた保護策の検討、地域の緑化活動支援
- 文化財の保存や整備
- 公共下水道区域の適切な管理による保全
- 漁業集落排水施設区域の施設の適切な維持管理、合理的で経済的な施設運営
- 水防計画の定期的な見直し、体制の充実・強化
- 浸水害の恐れのある河川や脆弱な河川の改修の推進
- 都市施設の適切な維持管理
- 水の安定供給維持（既存下水道施設や老朽管の耐震化を含めた更新）
- 公営住宅の住宅セーフティネットとしての役割確保
- 教育施設の近代的でゆとりある空間の確保
- ICT教育の推進、グローバル人材の育成や基盤づくり
- 快適な教育環境整備（老朽化した施設や設備の整備、人口増減に対応した対策）
- 自治組織・団体等の組織化の推進・連携強化
- コミュニティ形成に資する環境整備（公民館の活用等）

図 都市施設整備方針図

印刷調整用白紙

3.3 自然環境・景観形成の方針

市民の生活の場として快適な環境を整え、快適で住みよい住環境を提供するため、都市景観の形成を図ります。また、市民に安心感を与え、地域への誇りを育み、地域の学習や交流の促進に寄与するため、自然景観の形成を図ります。

ここでは、「都市景観形成」と「自然景観形成」に分類し、良好な景観の形成に向けた方針を定めます。

(1) 都市景観形成

- 都市機能拠点においては、歩行者や自転車に配慮した都市空間の形成を推進し、にぎわいの創出を図ります。
- 市庁舎周辺は「宇土市の顔」として、また国道3号や県道14号八代鏡宇土線の沿道は本市の「メインロード」として、積極的に都市景観形成を推進します。
- 快適で住み心地の良いまちなみの形成を図るため、市街地周辺の自然的環境と歴史的環境が相まった個性的な風景の保全や公共施設や沿道等の緑化を推進します。
- 商業地や幹線道路沿道等については、地域にふさわしい景観形成を図るため、熊本県の景観形成基準を周知するなど、まちなみの保全に努めます。
- 緑の拠点となる都市公園等については、景観に配慮した整備を進めるとともに、主な幹線道路や沿道市街地においては、街路樹や草花による緑化推進を図り、緑豊かな道路空間形成に努めます。



〈本市の都市景観(都市計画道路宇土中央線界限)〉

(2) 自然景観形成

- 本市の特質ともいふべき山林や河川・海岸、農地などの自然環境や景観は、将来へ残すべき貴重な自然景観資源として捉え、基本的に維持により保全するものとします。
- 国道57号沿線は、景観資源が多く点在するため、積極的に自然景観の形成を推進します。
- 市街地周辺においては、身近な憩いと交流の空間としてふさわしい景観形成に努めます。
- 地域の産業や歴史、文化財、行事、祭などによって形成された集落景観は、市民に安心感を与えると同時に、地域への誇りを育み、地域の学習や交流の促進に寄与するため、その保全に努めます。
- 市街地やその他の山々や海岸を眺望できる地点の施設の整備とともに、案内板設置等の整備を推進します。また、自然・観光資源の活用を推進するにあたり、地域住民等の生活環境への配慮や観光客の観光体験等に悪影響のないよう、適切な施設管理や誘導等を図ります。



〈本市の自然景観(御輿来海岸)〉

3.4 安全安心まちづくりの方針

自然災害においては、熊本地震等の経験から、より一層の自助・共助・公助の意識の醸成を図るとともに、被害を少しでも減らす防災・減災のまちづくりをハード・ソフトの両面から推進します。

3.4.1 避難施設の整備計画

(1) 避難地

- 避難地については、これまで防災空地の整備と確保を推進し、すべての人が安全に避難できる避難地として、比較的近距离の小学校や中学校のグラウンドや運動公園等を位置づけ、防災マップを作成するなど進めてきました。今後も引き続き、災害危険区域の把握や避難地の周知や啓発、浸水害等に対応した垂直避難に向けた新たな避難地の位置づけや既存避難所の適切な維持管理や改修を進めるとともに、安全の確保や耐震化の推進、防災井戸や非常用電源の確保などに努めます。

(2) 避難路

- 道路は公共空間として災害時における多機能性を発揮するものであるため、特に都市計画道路等の整備により、各避難地や市役所等の行政機関、医療機関等を連携する総合的避難路ネットワークの形成を図ります。整備にあたっては、倒壊物、落下物、路上駐車等の避難活動阻害要因の影響を考慮するなど、各幹線道路を中心としたネットワーク構成となるように配慮します。

3.4.2 都市防災への対応

(1) ハード面の対応

- 電気や通信、水道、道路等のライフラインについては、都市の生命線であるとの認識のもと、広域供給としての信頼性を高め、機能確保を図ります。特に、国道3号、国道57号、国道501号、県道14号八代鏡宇土線を災害時の物資輸送のための緊急輸送路として位置づけ、ライフラインとしての整備を推進します。また、緊急輸送路沿道については、建築物や道路構造物の耐震対策を講じるとともに機能促進に努めます。
- 住環境の安全確保に向けて、狭あい道路や行き止まりの解消、空き家・空き地対策の実施、防犯灯の設置推進や既存防犯灯のLED化、交通安全施設（ガードレール、カーブミラー等）の整備を推進します。また、宇土市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震改修を推進します。
- 河川における自然災害の被害を最小限に抑えるため、水防計画を毎年見直し、水防体制の充実・強化に努めます。また、国・県・市でそれぞれ設置している河川カメラの増設や保全による機能維持を図ります。

(2) ソフト面の対応

- 防災活動についての研修や防災訓練の場として、宇土市防災センターなどを活用します。また、市民の防災意識の啓発として、自主防災組織の結成を促進していきます。
- 災害発生時に市民自らが迅速な対応ができるように日頃から自助・共助の意識醸成を図るとともに、防災士の養成など地域防災力の強化を図ります。